

建設工事業者の皆様へ

平成21年8月7日
上下水道局企業総務課

建設工事における共通事項の改正について

建設工事の最低制限価格制度，低入札価格調査制度の見直しに伴い，建設工事の共通事項が改正となります。

つきましては，下記の内容で改正いたしますので，ご承知のうえ入札に参加してください。

【主な変更点】

- (1) 最低制限価格算出基準の見直し
- (2) 低入札調査基準価格の算出基準，及び調査基準価格を下回った場合の失格基準の見直し（総合評価落札方式のみ）
- (3) 再度の入札に付する場合の条件の変更
- (4) 入札が無効となる項目の追加
- (5) 公告文に記載する施工実績の標記の変更

詳しくは8月1日以降に適用する共通事項をご覧ください。